１．事業主体

法人名	医療法人　徳洲会
法人の種類	医療法人
代表者	理事長　東上　震一
法人所在地	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1－1200号
電話番号及びＦＡＸ番号	・06-6346-2888　　・06-6346-2889
Ｅｍメールアドレス	osk-office@tokushukai.or.jp
設立年月日	昭和50年1月9日
法人の理念	「命だけは平等だ」

２．事業所の概要

事業所の名称	医療法人徳洲会　グループホームあんしん
事業所の開設年月日	平成１４年３月１日　指定
指定事業者番号	4093000091 福岡県筑紫野市指定
指定年月日	平成２９年１２月１日
事業所の所在地	福岡県筑紫野市武蔵五丁目3番23号
電話番号及びＦＡＸ番号	・092-918-6767　　・092-918-6770
交通の便	ＪＲ鹿児島本線二日市駅からバス４０分程度 西鉄大牟田線朝倉街道駅から徒歩３０分程度
敷地概要・面積	９２１．６０㎡　　延べ床面積４６４．５３㎡
建物概要	木造平屋建て
損害賠償責任保険の加入先	損保ジャパン保険株式会社
施設の形態	単独型

主な設備の概要

設備の種類	数	面　積 （）内は内法面積	一人当たりの面積
食堂	２室	２２．１４㎡	２．４６㎡
浴室・脱衣所	２室	１３．７２㎡	
便所	６箇所　（内2か所車いす対応）	４．７９㎡、２．４３㎡、２．２５㎡	
居室	１８室（各定員１）＊洋室	９．７２㎡	
居間	２室	９．７２㎡	
地域交流室兼相談室	１室	９．７２㎡	
事務室・休憩室	１室	２１．８７㎡	

３．事業の目的と運営方針

①事業の目的

医療法人徳洲会が実施する介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護が行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職の職員が、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援者、要介護者に対して適正な介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

②施設運営の方針

事業所の従業員は、利用者が要支援・要介護状態等になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種のサービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的にサービスの提供に努める。

４．事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間	年中無休、
通常の事業実施地域	筑紫野市内在住
利用定員	１８名

５．従業者の職種、員数及び職務内容等

①従業員の職種、員数及び職務内容

職種	区分	職務内容
管理者	１名　常勤兼務	業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行う。事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮、命令を行う。
計画作成担当者	２名　常勤兼務	適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「サービス計画書」という。）を作成する。また、他介護施設、医療、福祉等との連絡調整にあたる。
介護職員	１４名 常勤兼務	サービス計画書に基づき、サービスの提供にあたる。 必要な事務手続き等を行う。 必要に応じて、人員の増員ができる。

６．主な職員の勤務の体制

職種	勤務体制
管理者	８：３０　～　１７：００
計画作成担当者	８：３０　～　１７：００

介護従業者	８：３０　～　１７：００　　１６：３０　～　９：００（翌日） １０：３０　～　１９：００　　７：００　～　１５：３０

＊夜間及び緊急時の対応については、常に連絡が取れるように備えています。

７．施設サービスの概要

①通常のサービス

食事介助	食事の提供及び食事の介助を支援します。 食事は、できるだけ食堂でとっていただくように配慮します。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮します。 ＊食材料費は、別途、日割り計算となります。 ＊食事時間の目安　　朝食　７：００～　昼食　１２：００～ 夕食　１８：００～
排泄介助	利用者の状況に応じ、適切な排泄を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 安易なおむつの使用は行わず、身体状況、精神状況にあわせた支援を行います。　＊オムツ等の費用は、実費負担となります。
入浴介助	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。　＊体調等により、清拭を行います。 入浴時間の目安　　９：３０～１６：００
着替え・整容	利用者の状況に応じて、できる限り離床に配慮し、また、生活リズムを整えるように、更衣を行うように支援します。 利用者個々の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。
リネン	シーツ交換は、1 週間に 1 回交換します。
機能訓練	機能訓練は、日常生活を通して利用者に適した生活リズム訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。
健康管理	緊急等、必要な場合には、かかりつけ医あるいは医療機関に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて、できるだけ配慮します。
相談・援助 および 相談窓口	当施設は、利用者およびその家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り援助を行うように努めます。 事業所内、管理者、介護支援専門員

８．サービスの利用料金

①－１保険給付サービス利用料金

保険給付 サービス	要支援・要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。（１割～３負担） 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から利用した場合、または月途中の利用の終了（入院など）はその期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。

－２加算対象サービス（単位は別紙参照）

事業所は、加算について届け出を行い、その費用の１割を利用者負担としています。また介護保険からの給付額に変更があった場合は、負担額を変更します。

初期加算	利用者が入居した日から３０日までの間に算定
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届けている。
その他、加算 サービス提供体制強化加算Ⅰ 医療連携体制加算Ⅰ－ハ 口腔衛生管理加算 口腔・栄養スクリーニング加算 入院時費用加算 退居時情報提供加算 認知症専門ケア加算Ⅰ	＊法改正や届け出実施等の際は、事前に説明を行います。 介護福祉士７０％以上配置している。 事業所の職員として、または連携病院より看護師 1 名以上確保している２４時間連絡できる体制を確保している。 歯科医師又は医師の指示を受けた歯科衛生士（以下歯科医師等という）が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月１回以上行っている。 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定する。 （基準）利用者が病院又は診療所への入院を要した場合 （取り扱い）１月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定する。最大 12 日まで算定。 （算定条件）利用者について、病院又は診療所に入院する必要を生じた場合であって、入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。 医療機関へ退居され情報提供をした場合に算定 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が利用者の１００分の５０以上、認知症介護実践者リーダー研修修了者１名配置。

若年性認知症利用者受入加算	利用者が４０歳以上６５歳未満の方
協力医療機関連携加算（1）	協力病院（二日市徳洲会病院）と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を月１回実施する　　同意する・同意しない
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。

以下の金額は、利用料金の全額が利用者の負担になります。

敷金	１００，０００円 利用者が退居する場合は、補修費等を計算した後、残金を返金致します。 非課税世帯、生活保護世帯には減額があります。
家賃	５５，０００円（ひと月あたり）利用者が入退居する場合は退居までの日割り計算といたします。
光熱費	１３，０００円（ひと月当たり）入院期間中は徴収致しません
共益費	１３，０００円（ひと月当たり）利用者が入退去する場合は、退居までの日割り計算といたします。
食材料費	令和６年４月３０日までに契約された方３７，２００円（最大）「１日当たり１，２００円（おやつ代込み）」 令和６年５月１日以降に契約された方４３，４００円（最大）「１日当たり１，４００円（おやつ代込み）」
オムツ等	実費
理美容	実費
レクリェ―ション、催事等	材料費、行事等、交通費・入場料等は実費負担。
行政手続き等の代行	市役所等の書類の申請交付等は、申請手続き等代行しています。但し、筑紫野市地域以外は、実費負担です。

１０．利用料金の支払い方法

利用料、 その他の費用の請求	利用料、その他の費用は提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月の１５日頃までに利用者宛にお届け（郵送等）します。
利用料、 その他の費用の支払い	請求月の指定日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。できる限り、②③でお支払いの協力をお願いいたします。 ①事業所での現金払い ②口座振替　　＊手続きについては、開始前にご相談下さい。 ③事業所指定口座への振り込み

	振り込み手数料は、負担となります。 引き落としは 25 日（土曜、日曜、祭日の場合は翌営業日の引き落としとなります） ≪事業所指定口座振替の場合≫ 銀行名　　：　西日本シティ銀行　二日市支店　店番号　２１２ 預金種別　：　普通預金 口座番号　：　３２６１２５１ 口座名義人：　医療法人　徳洲会　グループホームあんしん 理事長　東上　震一
領収書の発行	事業所は、利用者からの支払いを受けた時は、領収書を発行致します。

１０．利用にあたっての留意事項

１０－①

利用の要件	介護保険の申請を行い、結果通知で要支援２または要介護１以上の認定結果を受けている方。
	医師の診断で、認知症の診断を受けている方。
	常時医療機関において治療の必要がない方
	他の利用者に伝染する疾患のない方
	自傷行為、他害のない方、共同生活ができる方
	健康保険に加入されている方
	身元引受人を立てることができる方
	当事業の運営に賛同し、協力頂ける方。

１０－②

来訪、面会	・来訪者、面会は、必ずその都度職員に届出て下さい。 来訪者、面会者が宿泊を希望される場合は、必ず、事前に許可を得て下さい。
外出、外泊	・外出、外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。 ＊食事が不要な場合は、職員に申し出て下さい。
かかりつけ医以外の医療機関への受診	・家族、利用者の主治医に相談の上、対応致します。 ・体調不良等や本人希望時、緊急時は受診致します。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具などは、本来の用法に従ってご利用ください。これに反してご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	・喫煙は健康増進法に基づいて、法人では敷地内禁煙となっておりますのでお断りします。 ・飲酒は、主治医に相談し、職員の管理のもとで行います。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

	また、無断で他の利用者の室内に立ち入らないで下さい。
所持品の持ち込み、管理	高価な貴重品や大金は事業所では、管理できません。 所持品は、個人管理となります。

１０－③

現金等の管理	・現金等は、個人管理となりますが、 ①　日常生活に必要な金銭等 ②　利用者が依頼した金銭等 　　に関しては、別途金銭出納帳に記録致します。
宗教活動、政治活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み、飼育はお断りします。

１１．協力医療機関

①

医療機関の名称	医療法人小西第一病院
所在地	福岡県筑紫野市石崎１丁目３－１
電話番号	０９２－９２３－２２３８
診療科	内科、外科、循環器科、リハビリ科、その他
入院設備	ベッド数１０２床
契約の概要	外来受診、入院治療等

②

医療機関の名称	医療法人徳洲会　二日市徳洲会病院
所在地	福岡県筑紫野市二日市中央４丁目８番２５号
電話番号	０９２－９２２－２５３１
診療科	内科、外科、リウマチ科、リハビリ科、その他
入院設備	ベッド数５２床
契約の概要	外来受診、入院治療等

③

医療機関の名称	医療法人徳洲会　福岡徳洲会病院
所在地	福岡県春日市須玖北　４－５
電話番号	０９２－５７３－６６２２
診療科	内科、外科、循環器科、歯科、リハビリ科、その他
入院設備	ベッド数６０２床
契約の概要	緊急時搬送、救急外来、入院治療

④

医療機関の名称	医療法人六広会　デンタルオフィスリリー＆プルメリア 訪問診療プルメリア
契約の概要	訪問による、口腔ケアおよび歯科治療、助言、職員への助言等

１２．非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	速やかな避難活動。火災の場合は、消火器による初期消火
平常時の訓練等	年２回以上の定期的な避難訓練の実施
消防計画等	消防署への届け日：令和７年３月２５日
防犯防火設備 避難設備等の概要	・消火器　　・火災報知設備 ・漏電火災報知機　１か所　　・自動煙感知器　１か所 ・自動火災報知機　居室　　・誘導灯４か所 ・スプリンクラー設置

１３．事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	当事業所が利用者に対して行う、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、当事業所が利用者に対して行った認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 　事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	利用者の体調悪化や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医または協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。 また、利用者の家族に速やかに連絡をさせて頂きます。 　病状等の状況によっては、事業所の判断により、救急車による搬送を要請することはあります。
協力医療機関	「１１　協力医療機関等」参照

１４．秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業所および従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。 秘密の保持の義務規定に違反した場合は、懲戒の罰則規定を設けています。

個人情報の保護について	事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。 また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

１５．認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画

サービス計画書の作成について	事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービス（介護予防サービス）を提供するために、利用者の解決すべき課題の把握（支援すべき総合的な課題の把握）やサービス担当者会議等を行い、ケアプランを作成します。 計画の内容および評価結果は書面に記載して利用者または家族に説明のうえ交付します。
サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から５年間保管します。
サービス提供に関する記録の開示につい	介護記録等の開示については、利用者または家族等の要望があれば、記録の閲覧が可能です。二日市徳洲会病院カルテ開示規定に沿って行います。複写の交付については、実費をご負担頂きます。 １枚に付き￥１０円

１６．身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者及び従業者で検討会議を行います。個人では判断しません。 ・当該利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同

	意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、上記の検討介護録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
再検討	身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、管理者及び従業者で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

１７．苦情処理の体制

苦情処理の体制及び手順	苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面および今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。 　苦情または相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
事業所苦情相談窓口	担当者　管理者、介護支援専門員 連絡先　０９２－９１８－６７６７ 月曜日から土曜日の午前９時～１７時までの受け付け また、苦情相談受付箱設置しています。
事業所外苦情相談窓口	筑紫野市役所　高齢者支援課 筑紫野市石崎１丁目１番１号 ０９２－９２３－１１１１（代表）
	福岡県国民健康保険団体連合会 福岡市博多区吉塚本町１３番４７号 月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時までの受け付け 電　話　０９２－６４２－７８５９ ＦＡＸ　０９２－６４２－７８５２

１８．衛生管理

衛生管理について	事業所の設備及び備品については、消毒等の衛生的な管理に努めています。

	従業者の健康管理を行い、従業者の健康状態によっては、利用者との接触等を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して、手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 利用者の手洗い、うがいを励行させて頂きます。
感染症対策マニュアル	Ｏ－１５７、ノロウィルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。 事業所は、従業者への衛生管理に関する研修等を行っています。

１９．運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	事業所は、サービスの質の確保及び適切な運営ができるように、また、より地域に開かれた事業所を目指す目的で、運営推進会議を設置します。
運営推進会議の構成	利用者代表　　利用者の家族　　区長　児童・民生委員 筑紫野市役所高齢者支援課　　地域包括支援センター 他介護施設および有識者　　訪問看護　法人職員　事業所職員 管理者　　その他
開催時期	おおむね２カ月に１回

２０．高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等の取り組み	事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の等ために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ③従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

２１．外部評価について

外部評価について	事業所が提供しているサービスの内容について、評価調査員が行う訪問調査と当該評価を受ける前に各事業所が行った自己評価の内容及び事業所の利用者の家族を対象に行ったアンケートの内容を考察したうえで、総括的な評価結果を公表することにより、各事業所自らが提供するサービスの質の確保と向上を図ることを実施しています。（直近の外部評価　令和６年３月２５日）

介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、利用者およびその家族（代理人等）対して、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

この重要事項の説明年月日および説明者

令和　　年　　月　　日
説明者　　医療法人徳洲会　グループホームあんしん

職　員　　印

事業所の名称　　医療法人徳洲会　グループホームあんしん　　印

事業所から介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護について、本書面にもとづいて、重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　氏　名　　印

住　所

扶養者（代理人）　　印

（続柄）

住　所

この重要事項説明書は、医療法人徳洲会と事業所および管理者との協議に基づいて定めるものとする。また、介護保険法改正により、見直しを図ることとする。

附則、この重要事項説明書は、下記により改訂する。

記

平成２４年　４月　１日　　介護保険法改正の為。
平成２５年１０月２０日　　理事長交代による。
平成２５年１２月３１日　　協力病院一時休止による。「（医）二日市徳洲会病院」
平成２５年１２月３１日　　医療連携体制加算の算定終了。
平成２６年　１月　１日　　協力医療機関の追加。
平成２６年　１月　１日　　協力医療機関の追加。
平成２６年　３月２４日　　移転・新築（増床）による下記項目の改訂。
・事業所の概要、主な設備の概要・事業の定員等、主な職員の勤務体制・その他の利用料金・利用料金の支払い方法・利用にあたっての留意事項・災害時の対策。
平成２６年　４月１５日　　サービスの利用料金の改訂。
平成２６年　４月１５日　　その他の利用料金についての改訂。
平成２６年　６月　１日　　医療連携体制加算の算定開始。
（医）徳洲会　福岡徳洲会病院「訪問看護やよい」による。
平成２７年　３月　１日　　医療法人徳洲会　西日本シティ銀行通帳変更。
平成２７年　４月　１日　　介護保険改正の実施。介護職員処遇改善加算の改正等。
平成２７年　８月　１日　　介護保険法改正の実施、負担限度額証
平成２７年１０月　１日　　協力医療機関の追加。（医）徳洲会　二日市徳洲会病院
平成２７年１１月　１日　　医療連携体制の変更。
（医）徳洲会　福岡徳洲会病院「訪問看護やよい」から、（医）徳洲会　二日市徳洲会病院訪問看護に変更する。
平成２９年１２月　１日　　事業所更新実施。
平成３０年　４月　１日　　介護保険法改正による。
平成３１年　４月　１日　　利用料金の一部変更による。
令和　元年１０月　１日　　消費税増税により、介護保険法改正による。
令和　２年　６月２８日　　医療法人徳洲会の代表者変更による。
令和　３年　４月　１日　　利用料金の一部変更による。
令和　４年　１月　４日　　加算等説明の補足追加による。
令和　４年　４月　１日　　利用料金の一部変更による。
令和　５年　４月　１日　　利用料金の一部変更による
令和　６年　４月　１日　　利用料金の一部変更による
令和　６年　８月　１日　　一部加算の算定開始。

令和　７年　４月　１日　　敷金の変更

以上

重 要 事 項 説 明 書

医療法人徳洲会
グループホームあんしん